

施設内感染対策指針

1. 施設内感染対策指針の目的

ケアセンター八潮（以下「当施設」という）は、良質で安全・安心・信頼の介護を提供し、地域に貢献することを使命とする介護老人保健施設である。施設内感染を未然に防止するとともに、再発防止対策及び食中毒予防・蔓延防止並びに集団感染発生時の適切な対応など、施設における施設内感染防止対策を、全職員が把握し、施設の理念に則した介護を提供できるように本指針を作成する。

2. 施設内感染対策に関する基本的な考え方

当施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活し、活動する場であるということ、高齢者施設は、感染が広がりやすい状況にあることを踏まえ、施設において高齢者が安心して生活できるように感染症から高齢者を守り、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図ることを目指す。

3. 施設内感染対策のための委員会

感染対策に関する施設内の問題点を把握し、改善策を講じるなど、施設内感染対策活動の中心的な役割を担うために、施設内に組織横断的な施設内感染対策委員会を設置する。

1) 委員会の組織

委員長：看護職

構成員：施設長・介護看護部長・事務長・介護職員・看護職員・薬剤師・管理栄養士・リハビリ職員・介護支援専門員・支援相談員・事務職など全ての職種の代表

2) 委員会の開催

① 原則として毎月1回開催する

② 臨時委員会

院内感染及び食中毒が発生した場合は委員長は直ちに臨時委員会を開催する

③ 委員会議事録の記録は、委員が持ち回りで行い、保管は事務部とする。

3) 委員会の活動

委員会は感染予防のための様々な事柄について検討し、主体的に活動する。

① 施設内感染症及び食中毒予防・蔓延防止対策マニュアル作成と見直し

② 施設内感染及び食中毒蔓延防止対策に関する職員教育

・標準予防策が正しく実践できているか確認する

・利用者及び家族が、適切な手洗い・咳エチケットを実践できているか確認する

③ 施設内感染及び食中毒発生時の応急対策について

④ 新入所者の感染症既往の把握・対応

⑤ 入所者・職員の健康状態の把握

⑥ 入所者・職員等への予防接種の実施

⑦ 地域における感染症流行状況の把握

⑧ 施設内外の感染症発生情報の収集分析及び警戒警報発令

- ⑨ 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価
- ⑩ 各関係機関との連携

4. 施設内感染に関する職員研修についての基本方針

- ①施設内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることで職員の施設内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図ることを目的に実施する
- ②職員研修は、就職時の初期研修のほか、施設全体に共通する施設内感染に関する内容について、年2回以上全職員を対象に開催する。施設内講師による研修の場合、同じ内容の研修を複数会行う等受講機会の拡大に努める。必要に応じて、各部署、職種毎の研修についても随時開催する。
- ③職員は年2回以上研修を受講しなければならない。
- ④研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目など）又は外部研修の参加実績（受講日時、研修項目など）等を記録・保存する。

5. 感染症状況の報告に関する基本方針

新入所者の感染症の既往の把握を行い、感染委員長に報告する。委員長は委員会にて報告する。また、インフルエンザ流行時期には発熱者報告を行い、早めに対応策を検討する。

6. 施設内感染発生時の対応に関する基本方針

施設内感染や食中毒が疑われる事例が発生した場合には、速やかに施設長、介護看護部長、事務長に電話連絡する。連絡を受けた責任者は、二次感染予防の方針等を指示する。現場は指示のもと速やかに介入を行い、初期対応や感染の拡大防止に努める。施設内のみで対応が困難な場合など、必要があれば草加保健所、八潮中央総合病院などの地域のネットワークを活用し、感染防御に対応する。感染の規模が大きく深刻なものである場合は、施設長を本部長とする感染対策本部を設置し、保健所と連携して緊急対策を講じる。

7. 施設内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- ① 職員は、感染防止マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- ② 施設内感染に関する情報を収集し、職員への情報提供を行う。
- ③ 職員は、自らが施設内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、施設が実施するインフルエンザワクチンの予防接種に積極的に参加する。
- ④ 全入所者に対してインフルエンザワクチン接種を推奨する。

8. 本指針の見直し改正

委員会は毎年本指針の見直しを議事として取り上げ検討する。本指針の改正は委員会の決定により行う。